

令和5年度 八雲町子育て世帯への 給付金のご案内

物価高騰の影響を受けた子育て世帯への支援として、18歳未満の児童一人あたり5万円の給付金を支給します。

【給付対象】

基準日(令和5年6月1日時点)において、八雲町に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

①令和5年4月分の児童手当・特別児童扶養手当を受給している方

②令和5年5月～令和6年1月のいずれかの月の分の児童手当、特別児童扶養手当を受給することとなった方

③令和5年4月1日において、平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した児童を養育する方

④公務員の方で①、②の対象児童を養育する方

※③、④に該当となる方は、申請が必要ですので、町HPまたは、提出先にある申請書に本人確認書類等を添付し、提出をしてください。

【申請期限】

令和6年2月14日(水)

【給付日】

支給決定通知書にてお知らせします。

【提出方法・提出先】

申請書の提出は次のいずれかの方法とします。

- ①申請書の持参
- ・住民生活課児童係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所
- ②郵送

〒049-3192

八雲町住初町138番地

八雲町役場住民生活課

児童係 宛

【問い合わせ先】

住民生活課児童係

☎0137-622112



適用要件

下記(ア)または(イ)に該当する世帯であり、①～④の条件を満たす方が対象です。

- (ア) 満65歳以上の高齢者世帯、母子および父子世帯など
- (イ) 世帯主が重度身体(2級以上)・心身(A判定)・精神(1級)障がい者である世帯

- ①水道料金・下水道使用料に滞納がない。
- ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けていない。
- ③当該年度の町民税について世帯全員が非課税である。
- ④世帯の収入額が収入限度額以内である。

【世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます】

世帯状況による収入限度額例(参考)

- ・65歳単身世帯 収入限度額 89万円
- ・65歳夫婦世帯 // 138万円

【注意】

※収入には、税法上非課税となっている障害年金などの収入や、収入限度額の1.2倍を超える預貯金、仕送りなども収入に含め計算されます。

※適用例以外については、問い合わせください。

低所得世帯に対する水道料金・ 下水道使用料軽減申請のお知らせ



【手続き(申請)方法】

次のものを持参し、各申請場所にて手続きを行ってください。

- ・年金支払通知書
- ・預貯金通帳(前年の1月から現在までの収入状況および履歴が分かるものすべて)
- ・障がい理由とする申請の場合には障害者手帳

【申請場所】

- ・環境水道課業務係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

環境水道課業務係

☎0137-632020

左表に掲げる適用要件に該当する低所得世帯で、町に申請があった世帯を対象に、基本料金の2分の1の額を軽減します。

【決定方法】

申請書を受理後、内容を審査します。

查のうえ、承認・不承認を通知します。

【軽減開始時期】

申請があった日の属する月の翌月納付分から軽減されます。

【受付開始】

7月3日(月)～